

(単位：百万円、%)

項目		国際様式の 該当番号
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資に係る会員勘定の額		1a+2-26
うち、出資金及び資本剰余金の額		1a
うち、利益剰余金の額		2
うち、外部流出予定額 (△)		26
うち、上記以外に該当するものの額		
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		3
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)		6
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		8+9
うち、のれんに係るものの額		8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外のものの額		9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		10
繰延ヘッジ損益の額		11
適格引当金不足額		12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		14
前払年金費用の額		15
自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		16
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額		17
少数出資金融機関等の普通出資の額		18
特定項目に係る十パーセント基準超過額		19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額		19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		22

うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額		23	
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		24	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		25	
その他 Tier1 資本不足額		27	
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）		28	
普通出資等 Tier1 資本			
普通出資等 Tier1 資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）		29	
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 （3）			
その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳		31a	30
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額		32	
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額			
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		33+35	
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額（二）		36	
その他 Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額		37	
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		38	
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		39	
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		40	
Tier2 資本不足額		42	
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額（ホ）		43	
その他 Tier1 資本			
その他 Tier1 資本の額（（二）－（ホ））（ヘ）		44	
Tier1 資本			
Tier1 資本の額（（ハ）＋（ヘ））（ト）		45	
Tier2 資本に係る基礎項目 （4）			
Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳		46	
Tier2 資本調達手段に係る負債の額			
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額			
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		47+49	

一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額		50b
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)		51
Tier2 資本に係る調整項目		
自己保有 Tier2 資本調達手段の額		52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		55
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)		57
Tier2 資本		
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)		58
総自己資本		
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)		59
リスク・アセット (5)		
リスク・アセットの額 (ヲ)		60
自己資本比率		
普通出資等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))		61
Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))		62
総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))		63
調整項目に係る参考事項 (6)		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額		73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)		
一般貸倒引当金の額		76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額		77
信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)		

適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額		82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額		84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		85

(注)

(1) 普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通出資に係る会員勘定の額の内訳として、出資金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額及び外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通出資に係る会員勘定の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

(2) 普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目

- a 「繰延ヘッジ損益」とは、財務諸表等規則第六十七条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第三十四条第一項第二号の評価・換算差額等の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。

なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

- b 「適格引当金不足額」とは、信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。
- c 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。
- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第三十七条第六項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第三十七条第六項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第三十七条第六項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第三十七条第七項第一号に掲げる額をいう。

h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第三十七条第七項第二号に掲げる額をいう。

i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第三十七条第七項第三号に掲げる額をいう。

（３）その他 Tier1 資本に係る基礎項目

a 「その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額として出資金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。

b 「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。

（４）Tier2 資本に係る基礎項目

a 「Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額として出資金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。

b 「一般貸倒引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第三十六条第一項第四号イに掲げる額をいう。

c 「適格引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第三十六条第一項第四号ロに掲げる額をいう。

（５）リスク・アセット

「リスク・アセットの額」とは、自己資本比率告示第三十一条各号の算式の分母の額をいう。

（６）調整項目に係る参考事項

a 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額のうち普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

c 「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額のうち普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

（７）Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

a 「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百五十条第二号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。

- b 「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合において、自己資本比率告示第百五十条第二号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

(8) 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

- a 「適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）をいう。以下同じ。）附則第三条第九項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier1 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。
- b 「適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第十項の規定に従い、同条第九項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

(単位：百万円、%)

項目		国際様式の 該当番号
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資に係る会員勘定の額		1a+2+26
うち、出資金及び資本剰余金の額		1a
うち、利益剰余金の額		2
うち、外部流出予定額 (△)		26
うち、上記以外に該当するものの額		
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額		3
普通出資等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額		5
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)		6
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		8+9
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		10
繰延ヘッジ損益の額		11
適格引当金不足額		12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		14
退職給付に係る資産の額		15
自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		16
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額		17
少数出資金融機関等の普通出資の額		18
特定項目に係る十パーセント基準超過額		19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額		19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		21

特定項目に係る十五パーセント基準超過額		22	
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額		23	
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		24	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		25	
その他 Tier1 資本不足額		27	
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）		28	
普通出資等 Tier1 資本			
普通出資等 Tier1 資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）		29	
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 （3）			
その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳		31	30
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額		32	
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額			
その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額		34-35	
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		33+35	
うち、信用金庫連合会及び信用金庫連合会の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		33	
うち、信用金庫連合会の連結子法人等（信用金庫連合会の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額		35	
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額（二）		36	
その他 Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額		37	
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		38	
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		39	
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		40	
Tier2 資本不足額		42	
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額（ホ）		43	
その他 Tier1 資本			
その他 Tier1 資本の額（（二）－（ホ））（ヘ）		44	
Tier1 資本			
Tier1 資本の額（（ハ）＋（ヘ））（ト）		45	
Tier2 資本に係る基礎項目 （4）			

Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳		46
Tier2 資本調達手段に係る負債の額		
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額		
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額		48-49
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		47+49
うち、信用金庫連合会及び信用金庫連合会の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額		47
うち、信用金庫連合会の連結子法人等（信用金庫連合会の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額		49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額		50b
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)		51
Tier2 資本に係る調整項目		
自己保有 Tier2 資本調達手段の額		52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		55
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)		57
Tier2 資本		
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)		58
総自己資本		
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)		59
リスク・アセット (5)		
リスク・アセットの額 (ヲ)		60
連結自己資本比率		
連結普通出資等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))		61
連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))		62
連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))		63
調整項目に係る参考事項 (6)		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額		73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係		74

る調整項目不算入額		
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 （7）		
一般貸倒引当金の額		76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額		77
信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 （8）		
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額		82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		83
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額		84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		85

（注）

（1）普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目

「うち、上記以外に該当するものの額」の欄には、普通出資に係る会員勘定の額の内訳として、出資金及び資本剰余金の額、利益剰余金の額及び外部流出予定額以外のものがある場合に、その項目、額及び国際様式の該当番号（バーゼル銀行監督委員会により平成二十四年六月二十六日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙一における表に記載された番号をいう。）を記載すること。この場合、当該該当番号を「普通出資に係る会員勘定の額」の国際合意の該当番号に反映させること。

（2）普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目

- a 「繰延ヘッジ損益」とは、連結財務諸表規則第六十九条の五第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が自己資本比率告示第二十二條第一項第二号のその他の包括利益累計額の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。

なお、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

- b 「適格引当金不足額」とは、信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。

- c 「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」には、正の値

であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

- d 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十五条第九項第一号に掲げる額をいう。
- e 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十五条第九項第二号に掲げる額をいう。
- f 「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十五条第九項第三号に掲げる額をいう。
- g 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十五条第十項第一号に掲げる額をいう。
- h 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十五条第十項第二号に掲げる額をいう。
- i 「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第二十五条第十項第三号に掲げる額をいう。

(3) その他 Tier1 資本に係る基礎項目

- a 「その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳」については、その他 Tier1 資本調達手段に係る会員勘定の額として出資金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「信用金庫連合会の特別目的会社等」は、信用金庫連合会がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。以下同じ。
- c 「特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ 31 又は 32 の番号を記載すること。

(4) Tier2 資本に係る基礎項目

- a 「Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳」については、Tier2 資本調達手段に係る会員勘定の額として出資金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。
- b 「一般貸倒引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第二十四条第一項第五号イに掲げる額をいう。
- e 「適格引当金 Tier2 算入額」とは、自己資本比率告示第二十四条第一項第五号ロに掲げる額をいう。

(5) リスク・アセット

「リスク・アセットの額」とは、自己資本比率告示第十九条各号の算式の分母の額をいう。

(6) 調整項目に係る参考事項

- a 「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。
- b 「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額のうち普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- c 「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額のうち普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。
- d 「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

（7）Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

- a 「一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百五十条第二号ロに掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。
- b 「適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額」とは、信用金庫連合会が内部格付手法を採用した場合において、自己資本比率告示第百五十条第一号イに掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

（8）資本調達手段に係る経過措置に関する事項

- a 「適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十五年金融庁告示第六号）をいう。以下同じ。）附則第三条第九項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier1 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。
- b 「適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第十項の規定に従い、同条第九項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

(別紙様式第五号)

1	発行者	
2	識別のために付された番号、記号その他の符号	
3	準拠法	
	規制上の取扱い (1)	
4	平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
5	平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者 (2)	
7	銘柄、名称又は種類	
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額 (3)	
	連結自己資本比率	
	単体自己資本比率	
9	額面総額 (4)	
10	表示される科目の区分 (5)	
	連結貸借対照表	
	単体貸借対照表	
11	発行日 (6)	
12	償還期限の有無	
13	その日付	
14	償還等を可能とする特約の有無	
15	初回償還可能日及びその償還金額 (7)	
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額 (8)	
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要 (9)	
	剰余金の配当又は利息の支払	
17	配当率又は利率の種別 (10)	
18	配当率又は利率 (11)	
19	配当等停止条項の有無 (12)	
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無 (13)	
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	
24	転換が生じる場合 (14)	
25	転換の範囲 (15)	
26	転換の比率 (16)	

27	転換に係る発行者の裁量の有無 (17)	
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
30	元本の削減に係る特約の有無 (18)	
31	元本の削減が生じる場合 (19)	
32	元本の削減が生じる範囲 (20)	
33	元本回復特約の有無 (21)	
34	その概要	
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 (22)	
36	非充足資本要件の有無 (23)	
37	非充足資本要件の内容 (23)	

(注)

- (1) 自己資本比率告示第十九条第一号若しくは第三十一条第一号の算式の普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額、第十九条第二号若しくは第三十一条第二号の算式のその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額又は第十九条第三号若しくは第三十一条第三号の算式の Tier2 資本に係る基礎項目の額のうち、自己資本比率告示に基づき自己資本調達手段の額の全部又は一部が算入されるもの（普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額、その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額、Tier2 資本に係る基礎項目の額の別）を記載すること。
- (2) 信用金庫連合会のほか、自己資本調達手段がその自己資本比率の算出において自己資本に算入される親法人等又は子法人等が存在する場合には、当該親法人等又は子法人等を記載すること。
- (3) 直近に公表された自己資本比率の算出において、自己資本に係る基礎項目の額に算入された額を記載すること。
- (4) 自己資本調達手段につき額面金額が定められていない場合には、記載を要しない。
- (5) 「連結貸借対照表」については、「会員勘定」、「少数株主持分」及び「負債」のうち該当するものを記載し、「単体貸借対照表」については、「会員勘定」及び「負債」のうち該当するものを記載すること。
- (6) 発行日を特定することが困難である場合には、記載を要しない。
- (7) 「初回償還可能日」とは、発行後五年を経過した日以後の日であって、発行者が初めて償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。以下同じ。）を行うことが可能な日をいう。
- (8) 「特別早期償還特約」とは、一定の事由が生じた場合には発行後五年を経過する日前に償還等を行うことを可能とする特約をいう。
- (9) 「任意償還可能日」とは、発行者による償還等が可能な日をいう。
- (10) 配当率（利率）が、固定配当率（利率）の場合には「固定」と、変動配当率（利率）の場合は「変動」と、当初は固定配当率（利率）であって一定期間経過後に変動配当率（利率）に変更される場合は「固定から変動」と、当初は変動配当率（利率）であって一定期間経過後に固定配当率（利率）に変更される場合は「変動から固定」と記載すること。
- (11) 変動配当率（利率）については、その基準とする市場金利の名称及びこれに加算する百分率を記載す

ること。

ただし、私募や相対取引の方法により行われたため配当率又は利率が一般に公表されていない資本調達手段については、これらを資本調達手段の特性（通貨・満期の有無及び償還期限・期限前償還条項の有無等）ごとに区分し、当該区分ごとに基準日における加重平均利率を開示することができる。

- (12) 「配当等停止条項」とは、剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における同等以上の質の自己資本調達手段に係る剰余金の配当又は利息の支払に関する発行者に対する制約事項を定める条項をいう。
- (13) 発行者の有する剰余金の配当又は利息の支払についての裁量に応じて、「完全裁量」、「部分裁量」又は「裁量なし」のうち、該当するものを記載すること。
- (14) 他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合の概要を記載すること。
- (15) 他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合において、当該転換が生じる自己資本調達手段の範囲に応じて、「常に全部転換」、「全部転換又は一部転換」又は「常に一部転換」のうち、該当するものを記載すること。
- (16) 他の種類の資本調達手段への転換が生じる場合において、自己資本調達手段一つにつき交付される他の資本調達手段の数を記載すること。なお、転換比率の修正に関する条項が定められている場合には、当該転換比率の修正に係る概要も記載すること。
- (17) 他の種類の資本調達手段への転換に係る発行者の有する裁量に応じて、「完全裁量」、「部分裁量」又は「裁量なし」のうち、該当するものを記載すること。
- (18) 「元本の削減」には、自己資本調達手段の元本金額が減額される場合のほか、当該自己資本調達手段が無償で発行者に譲渡される場合等、実質的に元本の削減と同じ効果が生じる場合を含む。
- (19) 元本の削減が生じる場合の概要を記載すること。
- (20) 元本の削減が生じる場合において、元本の削減が生じる自己資本調達手段の範囲に応じて、「常に全部削減」、「全部削減又は一部削減」又は「常に一部削減」のうち、該当するものを記載すること。
- (21) 「元本回復特約」とは、元本の削減後に一定の事由を満たすことを条件として当該削減された元本部分の全部又は一部の回復を可能とする旨の特約をいう。
- (22) 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段が存在しない場合は、「一般債務」と記載すること。
- (23) 「非充足資本要件」とは、自己資本調達手段の額の全部又は一部が算入される自己資本に係る基礎項目の額の区分に応じ、自己資本比率告示に定める普通出資の要件、その他 Tier1 資本調達手段の要件又は Tier2 資本調達手段の要件のうち、当該自己資本調達手段が充足しないものをいい、複数の非充足資本要件がある場合には、実質破綻認定時損失吸収条項（自己資本比率告示第二十三条第四項第十五号、第二十四条第四項第十号、第三十五条第四項第十五号若しくは第三十六条第四項第十号に定める要件をいう。）など、自己資本調達手段の損失吸収力を判断するために特に重要と認められるものを記載することができる。